

令和6年度香南市ひとり親家庭自立支援事業費補助金

目的

ひとり親に対し、指定講座の受講料や一定期間の生活に要する経費及び入学時における経費の補助を行うことにより、ひとり親の主体的な能力開発の促進や受講期間中の生活不安の解消を図ることで、ひとり親の自立の促進に資することを目的とします。

対象者

香南市に在住のひとり親の方
過去にこの給付金を受給していない方

補助の内容

① 自立支援教育訓練給付金事業

資格や技能を取得するため、認められた一定の講座等を受講される際、支払った受講料など経費の一部を助成

一定の講座とは雇用保険教育訓練給付金制度の指定講座（ハローワークのHP参照）

【補助額】

受講料等の60%相当額

雇用保険の教育訓練給付金の支給を受ける方は、上限の範囲内で費用の差額を支給
差額が1万2千円以下は対象外

※一般教育訓練給付の指定講座は上限20万円

※専門実践教育訓練給付の指定講座は修学年数に40万円を乗じた額で上限160万円

受講終了後1年以内に資格取得及び就職した方は対象経費の25%を追加支給

【対象外経費】

受講のための交通費、器材の購入に要する費用、申請時点で未払の入学料及び受講料等

② 高等職業訓練促進給付金等事業

児童扶養手当の受給者または同程度の所得水準の方で、定められた資格を取得するため6か月以上のカリキュラムの受講をする場合に受講期間中の生活費や入学費などの経費の一部を助成

【補助額】

種類	支給期間・時期	支給額	
生活費の補助	修業する期間の全期間 (上限4年、資格の種類により異なる)	市民税非課税世帯	月額 100,000円
		市民税課税世帯	月額 70,500円
		※修業期間の最後の1年間は4万円加算	
入学費の補助	修業施設卒業後	市民税非課税世帯	50,000円
		市民税課税世帯	25,000円

【対象資格】

看護師（准看護師含む）、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士
美容師、理容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、栄養士、自動車整備士、臨床工学士
歯科衛生士、シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格

※事前相談について

本事業を申請される場合は、事前相談の必要があります。

福祉事務所の子ども家庭相談係までご相談をお願いします。

問合せ先

福祉事務所 子ども家庭相談係